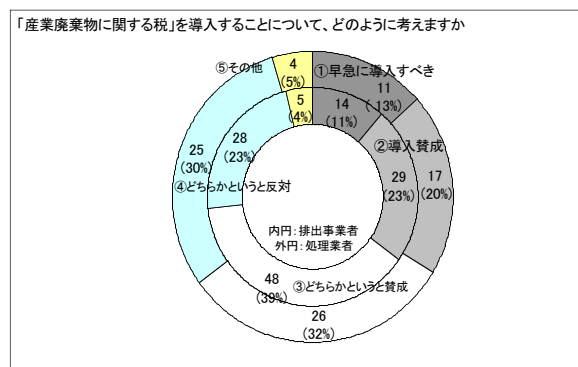


沖縄県産業廃棄物税（仮称）制度案

1 検討の経緯

産業廃棄物に関する税については、平成16年4月に設置した沖縄県法定外目的税制度協議会での検討結果を基に、平成16年9月に「沖縄県産業廃棄物に関する税構想」を取りまとめ、公表しました。同年10月には、税、環境問題及び経済の専門家並びに各経済団体の代表者で構成する「沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会」を設置し、この構想について検討して頂き、平成17年3月、専門家懇話会から知事へ本県構想は概ね妥当との意見報告がなされたところであります。

また、平成16年11月には、本県構想について排出事業者・処理業者を対象にアンケート調査を実施し、排出事業者の73%、処理業者の65%が、税の導入について賛成との結果となっております。



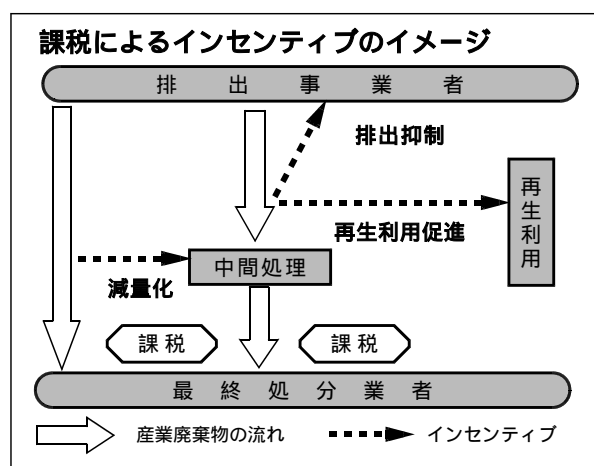
2 税導入の目的

本県においては、近年、社会経済活動が進展し、県民生活が豊かになる一方で、産業廃棄物の発生量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄・不適正処理の多発等の問題が顕在化しており、産業廃棄物対策が重要な課題となっております。

また、島しょ県という本県の地域特性は、産業廃棄物処理施設の散在化や海上輸送コストの割高をもたらし、廃棄物の適正処理や効率的なリサイクルを推進していく上で、スケールデメリットを生んでいます。さらに、県土が狭溢なため、環境負荷の影響も受けやすくなっています。

これらの課題の解決に向けては、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムから脱却し、これまでの社会経済活動や県民のライフスタイルを見直し、地域社会における物質循環を進めることにより、生活環境の保全と経済産業活動が両立できるよう、環境への負荷の少ない「循環型社会システム」を創りあげていく必要があります。

産業廃棄物の排出を抑制し、その循環的利用及び適正処理を推進していくためには、従来の廃棄物処理法による許可等の規制的手法と経済的手法としての「産業廃棄物に関する税」を組み合わせることにより、地域経済社会や県民のライフスタイルのあり方を環境負荷の少ないものへと変えていくことが不可欠となっております。



3 課税の仕組み

(1) 課税の対象と納税義務者

事業者（中間処理業者を含む。）がその排出する産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託した場合、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対して、その搬入量に応じて当該事業者に課税します。

事業者（中間処理業者を含む。）がその排出する産業廃棄物の最終処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対して、その搬入量に応じて当該事業者に課税します。

(2) 課税標準及び税率

最終処分場への搬入量 1 トンにつき、1,000円とします。

* 税率は最終処分のコストをリサイクルのコストより高くすることによるリサイクルへの誘導効果と、納税者の負担の度合い等を総合的に勘案して設定しており、他県においても全て 1 トン当たり1,000円となっております。

なお、この税率により平成 18 年度 of 最終処分量目標値を基に推計した場合の税収額は約 2 億円を見込んでおります。

(3) 課税の特例等

知事が、公益上その他特別な事由により課税することが不相当と認める産業廃棄物の最終処分場への搬入については、課税を免除します。

また、専門家懇話会より、次の意見が提出されております。

処理業者の存在しない離島市町村において、本来、産業廃棄物処理責任を有していない市町村がそれぞれの地域の環境政策の判断の下、自らの処理施設を活用して一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物を処理する場合（併せ処理）については、産業廃棄物の適正処理を確保する観点から税制上の配慮が必要である。

処理業者の存在しない離島市町村において、市町村が独自の環境政策により産業廃棄物最終処分場を設置する場合がある。この場合、島民の負担の下、島内で排出された産業廃棄物を低廉な価格で処理することで、島内における適正処理の推進と不法投棄の防止を図っていくことを目的としている。このような事例については、島民に新たな経済負担を求めることは、島内の環境政策を逆に損なう可能性があり、政策税制のとしての性質からみて、税制上一定の配慮が必要である。事業者が最終処分場を設置し自ら排出した産業廃棄物の処理を行う場合についても、「排出者責任の原則」と「原因者負担の原則」からみて原則課税である。しかしながら、事業者が自社で処分することは、民間処理業者の有する管理型最終処分場の延命化と産業廃棄物の適正処理体制の確保に寄与している一面もあることから、課税の際に一定の配慮を検討する必要がある

(4) 徴収の方法

産業廃棄物の処理を委託する場合は、特別徴収の方法によります。

* 「特別徴収」とは、税の徴収について、便宜を有する者を特別徴収義務者として県が指定し、指定を受けた者が納税義務者から税を徴収し、かつ、その徴収すべき税を県に納める（申告納入）制度をいいます。

* 特別徴収義務者は、最終処分業者となります。

産業廃棄物を自ら処理する場合は、納める税額を県に申告して納税します。(申告納付)

(5) 徴収猶予

特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分に係る料金及び税の全部又は一部を税の納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物税の全部又は一部を納入することができないと認められる場合には、特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、最長2か月の徴収猶予を認めます。

(6) 徴収不能額の還付等

特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分に係る料金及び税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は天災などにより徴収した税を失った場合には、特別徴収義務者の申請により、税が既に納入されているときは、これに相当する税額を還付し、まだ税が納入されていないときには、その納入義務を免除します。

4 税の使途

沖縄県産業廃棄物税(仮称)の税収は、産業廃棄物の排出の抑制、再利用及び再生利用の推進その他循環型社会の形成に資する施策に要する費用に充てることとなります。

(1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進

排出事業者、処理業者による排出抑制・リサイクル等への支援
リサイクル等の技術開発支援を通じた資源循環ビジネスの育成

(2) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備促進

管理型最終処分場のひっ迫を踏まえ、生活環境の保全と健全な経済産業活動を支える基盤施設を確保するため、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に向けた施策の推進

(3) 産業廃棄物処理業の優良化の促進

国が進めている「優良産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の適合化に向けた取り組みに対する支援
排出事業者による優良な処理業者の選定に役立つ情報の公開・提供等の支援

(4) 不法投棄等の防止対策

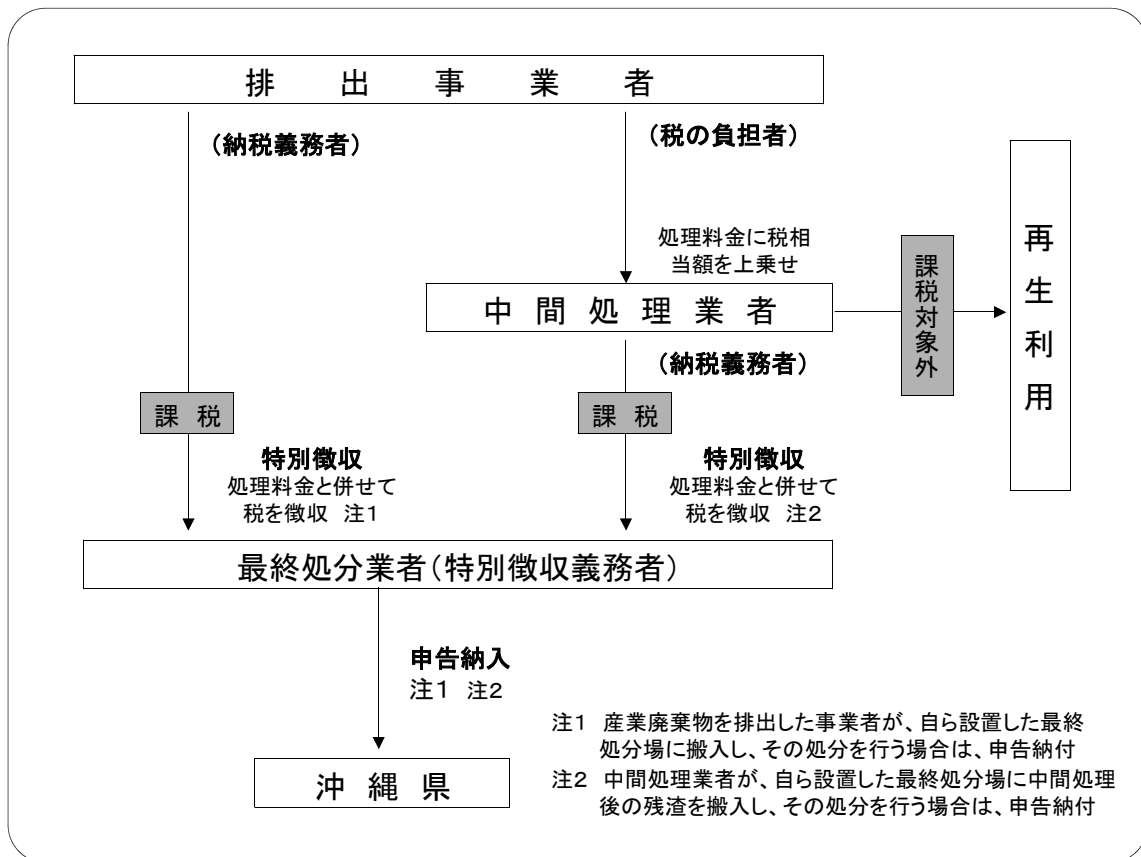
美ら島環境の保全を目指した、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導体制の強化
市町村、警察等との連携による不法投棄取締り体制の強化

5 施行期間

条例として施行する際には、総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、施行後5年を目途として見直すこととしています。

(参考)

【 税 制 の 仕 組 み 】



【 税 制 の 概 要 】

目 的	産業廃棄物の排出抑制、再生利用及び適正処理の促進を図るため
課 税 客 体	最終処分場に搬入された産業廃棄物 ※ 中間処理を経て最終処分される産業廃棄物については、中間処理後に最終処分場に持ち込まれる残さが課税客体となります
納 税 義 務 者	最終処分場に搬入された産業廃棄物を排出した事業者 ※ 中間処理後の残渣については、中間処理業者が納税義務者となります
徴 収 方 法	最終処分業者による特別徴収 ※ 排出事業者・中間処理業者が、自己の設置する最終処分場で処分する場合は申告納付となります
課 税 標 準	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量
税 率	1トンあたり1,000円
税 収 規 模	2億円程度(平成16年度沖縄県産業廃棄物実態調査結果より)
税 収 使 途	産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備促進 産業廃棄物処理業の優良化の促進 不法投棄等の防止対策
施 行 日	平成18年4月1日施行予定
施 行 期 間	施行後5年を目途に見直しを行います